

議長定例記者会見 会見録

日時：令和3年4月5日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭の挨拶

2 質疑項目

○選挙区及び定数のパブリックコメント等について

○県議会議員のSNSでの発信について

1 冒頭の挨拶

(議長) それでは、おはようございます。ただいまから4月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。新年度を迎えまして初めての議長定例記者会見となります。昨年度は、皆さま方には、県議会の行事等にかかる報道につきまして、大変お世話になりました。本年度も引き続きよろしくお願いを申し上げます。本日は発表事項はございませんが、2月定例会議を終えての感想や選挙区及び定数の検討に関する事などについて、少し申し上げたいと思います。2月定例会議は、やはり令和3年度当初予算が最も重要な案件であると思います。令和3年度当初予算(一般会計)は7,882億円と、過去最大の当初予算規模となりました。本議案は、本会議、予算決算常任委員会を通じて、慎重に審査し、可決いたしました。その際の予算決算常任委員会の委員長報告では、経常収支適正度の改善のために、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しに向けて取り組むことや、三重県県債管理基金の今後の償還が確実になされるよう、計画的に積立不足を解消することなどを県当局に要望いたしました。県当局におかれましては、これら議会から出された意見を踏まえ、しっかりと執行していただきたいと思います。

また、条例案では、議員提出議案であります三重の木づかい条例が可決され、4月1日から施行されています。この条例は、令和2年1月に設置した三重県産材利用促進に関する条例検討会で、1年2カ月にわたって熱心にご審議いただき、2月定例会議に上程されたものです。三重の木づかい条例では、県産材の利用を最も優先することを掲げ、木材利用を推進するための基本理念や関係主体の責務、県の取り組みなどについて定めており、この条例に基づく取り組みが進められることで、目的に掲げられております森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につながっていくことを期待しております。

次に、選挙区及び定数の検討についてであります。この件につきましては、

1月28日に各会派からのヒアリングを行った後、副議長と協議しながら、正副議長案を作成し、3月22日の代表者会議におきまして、示させていただきました。この正副議長案については、現在、パブリックコメントを募集中でありますけれども、県民の皆さまからいただいた意見も踏まえ、今後、全員協議会等でしっかり議論していきたいと考えております。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

2 質疑応答

○選挙区及び定数のパブリックコメント等について

(質問) 幹事社です。特に私のほうからはないんですけども、三重県政記者クラブの皆さんから何か質問があればお願いいたします。

(質問) パブリックコメントですけれども、実施期間が2週間程度ということですが、一般的には1ヶ月ぐらいというのが基本かなと。30日以上にすべきというような声も一部から上がっていたということですが、期間について、議長としてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

(議長) パブリックコメントにつきましては、代表者会議の際にも、特に少数会派の方々からも、もう少しあったほうがいいんじゃないかというご意見も確かにいただいておりますし、代表者会議でちょっと長時間にわたって、やりとりをしていただいたところで2週間ということにさせていただいたところでございますけれども、パブリックコメントの期間についていろいろご意見があったということは、その分、県民の皆さんの意見を十分聞いた上でしっかりと議論をしていくべきというご意見だと思っておりますので、2週間のパブリックコメントということで、今、取らせていただいておりますけれども、しっかりとその後、踏まえて、議論を全員協議会の場で丁寧にしていきたいと思っております。30日以上のパブリックコメントを実施するものとされておりますのは、執行部の指針においてございまして、議会ではそういう指針はありません。今までそれにならってきた部分はあったかもわかりませんが、議会には指針は存在していませんので、それが長いか短いかっていうのは、それと比較して一概に言えませんけれども、しかしながら、代表者会議でもいろいろ意見のやりとりがあったんですが、これまで選挙区及び定数の議論については過去から何度となくパブリックコメントであるとか、eモニターを通じて、意見もいただいております機会もたくさんありましたし、前回はアンケートというの、取らせていただいたこともありました。いろいろこれまでそういう公開の機会を通じて、たびたびいただいておりますということもございまして、だから今回短くてもいいのかっていうわけではございませんけれども、そういうことも

踏まえて、今後の我々の後々の議論の猶予も踏まえて2週間ということで代表者会議でさせていただきましたので、ご容赦をいただきたいというふうに、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(質問) 一方で先月28日からパブリックコメント始まったということですが、今現状の集まっている状況であったりとか、見通しとかいかがでしょうか。

(議長) 今まだパブリックコメントをいただいている最中でございますので、私はまだ確認は途中でございますので、しておりませんが、必要であれば事務局から、お伝えできる範囲のこと、よろしければ。

(事務局長) パブリックコメントいただいておりますけれども、内容についてはまだ精査中でございますので、8日の締め切りをもって整理をし、その後に、説明をしていく場面をまた持つていくということでございますので、今、現時点では、その程度しか申し上げられませんが、申し訳ございませんけどその程度でよろしく願いいたします。

(質問) その上でもう1点だけ聞かせていただきますが、仮定の話になりますが、パブリックコメントで正副議長案に対して変更を求める、修正を求めるような意見が相次いだ場合には先ほど議長もしっかり検討していきたいということでしたけれども、案自体そういう修正する可能性もあるということですか。

(議長) 我々の正副の考えた案ということで、たたき台ということで、代表者会議からご用命を受けまして、示させていただいておりますので、軽々にこういうことが言われたからこう変えましょう、こういうことを言われたからこう変えましょうとそういう軽々にすることは、なかなかいかなんかというふうには、私たち正副議長の間でいかなんかというふうに思いますけれどもいったん、示させていただいた案でございますので。ただ、これまでも示させていただいておりますように、代表者会議においてパブリックコメントを取らせていただいて、それを集約してそれを受けて、また改めての説明も兼ねて、後々、日はまだ決まってませんが、全員協議会を準備して、開催をさせていただいてそこでご協議いただくわけでございますから、そこでパブリックコメントの県民の皆さん方の意見も踏まえての全員協議会をさせていただきますので、その場の協議で、もし議会のそういう方向としてですね、こういう部分については検討するべきじゃないかとか、こういうところについては変更すべきじゃないかっていうような、まとまりができてきましたら、それはそういうふうになっていくのかもわかりませんが、まずは、パブリックコメン

トでこういう意見があったからすぐにこう変えました、ああ変えましたっていうわけにはいかないと思いますので、全員協議会以降の議論、協議に委ねさせていただきたいと思います。その点につきましては。

—第二県政記者クラブの方も含めてお願いします—

(質問) パブコメの件ですけど、1人当たりのね、これだけの60ページ超えるものを渡して、答えさすっていうのは、一般県民にはなかなか難しいんじゃないですか。これ、議員とか我々記者が読んだって、これを全部読み切ってますよ、何らかの意見だすってそれは時間かかるし、これは生業でやってるからできるけど、一般県民の人は別に議員報酬もらってるわけでも何でもないんで、そういうものに求めるには余りにも今回は資料が多すぎるということと、それから言ったら、当然パブコメの回答数も少ないと思うんですけど、その辺の方法について議長どう思われますか。

(議長) 確かにですね、このパブコメ資料については、相当なボリュームがあるものだというふうに、確かに思わせていただきます。もうちょっとこの県民の皆さまにですね、パブコメをいただくにあたって、とっつきやすいというか、もうちょっと飲み込みやすいといえますか、その工夫が必要だったのかもしれませんが、これは申し訳ないですけどもご容赦をいただきたいと思います。

(質問) 副議長はいかがですか。

(副議長) 私、広聴広報会議の座長として、今、記者がおっしゃったような、やはりもっと県民にわかりやすいような資料にすべきだと言われるのはごもともなご意見だというふうに拝聴させていただきました。今、議長が申されたのと私も同じでございますけれども、かなりの枚数がある中を県民の皆さん見ていただくのかなと。本当に誠に申し訳ないと思っておりますが、たくさんのパブリックコメントをしっかりと投稿していただきたいなと考えております。もう少し簡潔なパブリックコメントにすべきであったというのは反省しております。申し訳ありません。

(質問) 私のうがった見方かもしれないけれども、あえてこれだけの資料を個人1人にこれだけのものを渡して答えさせるということと、期限が前回30日ぐらいで、執行部に倣って取っているのに今回2週間であるというのは、コメント数もできるだけハードル高くして少ないっていうのを画策したという見方

もできるじゃないですか。その辺はそういうことは全く議長はないとお考えなんですね。

(議長) 私はそういうつもりは全くございません。資料につきましては確かにこれだけのものになっていますので、一般的にもうちょっと簡潔に分かりやすいものっていうことも、私もそういうところも感じるところでございますけれども、一方で、できるだけ詳しくしっかりとしたものっていう面もあろうかと思っておりますので、こういうちょっとボリュームの多い資料になっておりますけれども、もう少し考えればよかったのかわかりませんが、そういう別に意図はございませんのでご容赦をいただきたいと思っておりますし、パブリックコメント2週間になったというのは、できるだけ意見を少なくしてって、そういう私としては意図があったわけではございませんで、いろいろ代表者会議でもやりとりあって、それぞれ意見があって悩む場面もありましたけれども、これまでの我々の公開の中でやってきたこの定数、選挙区の議論の経過とか、また、申し訳ないですけども、私たちこの正副議長の在任のうちに何らかの結論を出させていただくべきということの責任もありまして、ある程度残余の期間に何らかの皆さんご意見を聞いた上で、節目をつけねばならんという思いもございまして、それぞれいろんなことが総合的にこういう形になったというふうに考えております。そんな意図があってというわけではございません。

(質問) だから、現正副議長の任期内にっていうのは別に現正副議長と、それとそれを出されている第一会派と第二会派の思惑であって、別にあと県議選まで2年余りあるんだから、仮に5月に新しい正副議長ができて、その間に仮に条例を出して成立しても、それは時間的には大丈夫だという考えもあるし、だから、そこをこの任期内というふうに5月までというお考えを強調されればされるほど、逆に言ったら、先に第一会派、第二会派のメンツありきという捉え方もできちゃうんですけど、その辺はどう思われますか。

(議長) そういうふうに捉えられても、我々としてはやはりこの正副議長案をたたき台として示すようにということで、代表者会議からそういう使命を受けたということは、どこでどう決まったというものではないですけども、どこでどう明確になったというわけではないですけども、やはり我々この2人の正副議長の在任のうちに、きちんと区切りは付けるようになっていうような、暗にそういう使命を勝手に受けとるのかもわかりませんが、そういうふうに私どもは受け取って進めております。

(質問) あと、正副議長案が示されてから、伊賀市長は一票の較差が1.5倍の

伊賀において、議員定数を1減するのはおかしいじゃないかという話と、多気郡とか度会郡は全くいじらず、2.0を超えたりとか、近いところは、そういう意見が出たりとか、あるいはこの前、伊勢市長もこの正副議長案については疑義があると。伊勢市と鳥羽市の合区というのはいないみたいなお話をされていると。熊野の河上市長も近くこれについての反対というか、そういうふうな表明をされると聞いておりますけど、そういうこと含めて、この正副議長案の中身において、割とそういう反論が首長さんから出ているんですけど、そのあたりはどう思われますか。

(議長) 私たちの示させていただきました案がそういうご意見を頂戴しているということにつきましては、もちろん真摯に受け止めさせていただくわけでございますし、なかなか今まで長年議論を積み重ねてきた中で、また正直まとまれる、一旦まとまったものがまた駄目になったりとか、いろんなことを繰り返してきた中で、すべての方々がすべての県民の皆さんがすべての議員の皆さんが納得できる案というのは、なかなか難しいということは記者の皆さん方もご承知いただけたと思いますけれども、そんな中で示させていただいた案でございます。もちろんご指摘をいただくところはいくつかあるかと思いますが、それは謙虚に真摯にしっかり意見を聞かせていただいて、パブリックコメントを含めて皆さまからの意見として意識させていただいて、今後の全協でもそういう意見も、今までに首長さんなどからの意見も議員の皆さんもご承知だと思いますので、それも踏まえたいろんなご意見を交わしていただきたい、議論を交わしていただきたいと思います。謙虚に真摯に受け止めさせていただいて、ひょっとしたら我々はこの案が一番というふうに正副議長案を示させていただきましたけれども、至らなかつた部分もちろんどこかではあるのかもわかりませんので、考え方が違う部分はあろうかと思いますが、それは謙虚に意識させていただきます。

(質問) さっきの質問にも絡みますけど、仮に県民のパブリックコメントだけじゃなくて、首長さんとか、そういうところからこういう意見が出てきた場合に、真摯に受け止めるのはいいですけど、じゃあ真摯に受け止めて、正副議長案をある程度修正するとかいう方向も全協なり、あるいは代表者会議等で決める余地はあるんですか。

(議長) それはあると思います。それは何度も同じことの繰り返しで申し訳ないですけども、今後の議論のたたき台として正副議長案を示すようにという代表者会議からの要請を受けて、これ示させていただいてまして、後々はパブコメ、全協と順次手続きに従って進めて参りますので、その過程において一

度示させていただいた案を私たち2人がこう聞いたから、じゃあ全協前にこう変えましょうか、こうしましょうかっていうものではないと思いますので、一度そういうものも踏まえて、ご意見踏まえて、全員協議会の議論にまずは委ねさせていただいて、そこで議論させていただいた上で、また代表者会議とか繰り返していきますけれども、そこでこう修正すべきとか、こう変えるべきとかになれば、その余地はあると思いますし、私たちこれを何としても強引に通す案ということで使命を受けたわけではないと思っておりますので、まずは議論すべきたたき台の案をとということで示させていただいたつもりでございますので、これで通していただければありがたいですけど、もちろん。

(質問) この絡みの全協っていうのは、日程的に大体いつごろ開催の予定なんですか。

(議長) まだちょっと明確には決まってないので、確定的なことは言えませんけれども、パブリックコメント8日までいただいて、しばらくちょっと整理やまとめたりする猶予が要りますので、その分踏まえて決めていきたいと思いません。

(質問) 日にちはいらないけど、ざくっと言えば、正副議長の任期が5月の中旬の正副議長選までなんだから、その間にある程度条例制定、成立まで持っていくっていう大きなマップロードがあるとすれば、少なくともこの4月内か、5月の遅くとも初旬ぐらいには全協開いてないとあかんじゃないですか。

(議長) それはそうですね。

(質問) 早ければ多分4月内ですよ。

(議長) 正直できるだけパブリックコメントいただいて、それを整理して、できるだけ急いでというふうに考えております。

○県議会議員のSNSでの発信について

(質問) あと、今日の一部報道さんの社会面に出てましたけど、小林貴虎県議と、伊賀のLGBTカップルの方の、今ちょっとやりとりがあって、記事によると、小林貴虎県議が公開質問状を出されたLGBTカップルの方の、送ってきた封書に当然、住所が書いてあって、それをその写真に撮ってご自身のブログで公表されて、LGBTカップルの方はそれを削除してくれと申し入れたみたいですけど、貴虎県議はそれはしないというふうなことをおっしゃってる

んですが、これについては議長はいつ報告を受けられました。

(議長) これはですね、報告といいますか、30日にですね、稲森議員から、事務局の方に、今記者がお話されたようなことについてありまして、何とか削除をしてもらいたいがというようなお話が議会事務局の方にありましたので、議会事務局の方から小林貴虎議員に、その旨をお伝えさせていただいたっていうような話で、そこでまず、お聞きをさせていただきました。

(質問) 小林貴虎県議に言われて、結局そこでは削除に至らず、未だに今日現在至ってないわけですから、この事態について議長としてはどう思われますか。

(議長) なかなかこの、法的な部分で何かあるのかどうかってなってくると、ちょっとデリケートなところもありますので、ちょっと言葉、難しいところがありますけれども。とにかく、この我々公人でございまして、SNSというもの、いろんな世の中で、SNSを活用した中での事象が問題になってきている部分がございますけれども、このSNSって、誰もが気軽に情報発信できるツールとして普及しておりまして、大変発信力のあるものなんですけども、しかし、その分ですね、我々県民の皆さんの信頼を裏切ることのないようにしっかりと各自、自覚していくことが必要であると思っております、そのところを意識して我々もやっていかなければならないと思っておりますが、今のところ、そこまでしか申し上げられないですけれども。

(質問) それは一般論であって、個別的にはですね、議長というお立場である以上、少なくとも県議会がこういう市民とバトルしてるなんていうこと自身が、決して誉(ほまれ)ではないんで、そこは議長としてですね、何らかの形で、小林貴虎県議と話し合うとか、LGBTの方の話も聞いて、何らかの措置というのをされるのが普通だと思うんですけど、そこまでは今まだ、お考えに至ってないってことですか。

(議長) いや、今明確なコメントはできませんが、ちょっと今後ですね、何らかの協議をちょっとさせていただかなければいけないかなというふうには思っておりますのでございます。今日のところはそこまでしか、ちょっと申し訳ないです。

(質問) だからその、法的につてさっきおっしゃいましたけど、平成14年3月26日に成立している県の個人情報保護条例によると、少なくとも本人の同意なくして、こういう公表の仕方はできないわけで、しかもご本人たちが削除

を申し出てるのにそれをしないという、しかもその、お互い公開質問状だからそれ出して当たり前だみたいなことは、公人と私人の本来の情報のあり方というのを混乱させてると思います。それからいけばですね、すでにこれ、県条例違反じゃないですか。だから明確なんですよ、これ。

（議長）記者、そのような解釈を申されてですね、もちろん今申されたことも踏まえさせていただきたいと思えますけれども、その辺も含めてですね、ちょっと今後対応を協議したいと思っております。

（質問）対応っていうのは代表者会議とか、なんかそういうあれですか。前、小林貴虎県議がSNSで朝鮮の方をちょっと野次するようなブログを出された時に、代表者で話し合っ、結局小林貴虎県議が謝罪する場面を作られましたじゃないですか。あと、それとは全く別個の形で、行き過ぎたその発言等で、新政みえの廣耕太郎県議と共産党の山本里香県議も、別の場で謝罪されましたよね。廣耕太郎議員はその時、総務地域連携常任委員長を降りましたよね。そういうことを含めて、何らかの代表者会議等で、これは協議する可能性があるってことですか。

（議長）今申し訳ないですけど、そこまではちょっと申し上げられませんけれども、とにかく、どう対応すべきかっていうことをですね、また改めて事実確認ももう一度押さえ直しながら、対応したいというふうに思います。今日のところはそこまででご容赦いただきたいと思えます。

（質問）別にここで止める私に理由もないですけどね。同じ会派として、副議長という広聴広報の県民との一番直接関わっておられる部所の責任者として、服部副議長はこの件はどう思われますか。

（副議長）今、議長が全体のお話をいただきましたんで、私としても同じ意見の状況でございます。私と同じ会派の小林貴虎議員が今SNSの問題でですね、公開質問状の内容を投稿していたと、それに対して稲森議員が、2人の方も含めてですね、我々の会派の方に来られたと言うことは聞いております。小林貴虎議員と稲森議員、そしてまたそのお2人の方と議論を、お話をされて、その中でも、協議をされたんだろうと思うんですが、私の方にはまだ、その内容的なことは入ってきておりませんので、今、詳しいお話はできないという状況でございます。ですがやはり、議長と私としっかりとですね、もう一度議会事務局の皆さんとともにですね、経緯を精査していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(質問) 公開質問状の中身が公表されたからじゃなくて、LGBTの方たちが送りつけた封書の裏面に、当然、公開質問状の返送先として住所名を出されていると。この住所名を写真撮って、公開にさらしてるっていうところが問題なんですね。それからいくと、先ほど2月議会振り返ってってありましたが、そこで成立した性の多様性条例についたって、アウティング禁止あるわけだから、ある意味、アウティング禁止に抵触するところもあるじゃないですか。だって本人の同意はないんだし、まして本人は削除してほしいと申し上げてるわけですから。そういうことについてはどう思われますか。それもまだ事実関係はつきりしないから、コメントは避けたいということですか。服部副議長。

(副議長) 公開質問状、直接私も見させていただいたわけでもございませんし、また、SNSも今、議会事務局の方からですね、こういった状況ですよということを聞かせていただいたことはあります。そしてまた、会派の問題というよりも、小林貴虎議員の個人の問題ですね、会派で協議をするかしないかというのもあるかというふうに思いますし、どのように、今後、小林貴虎議員に対してですね、この住所、そして、お名前、封筒の裏をですね、写真に撮ってそれを投稿したというような事実を、どのように我々が受けとめなきゃいけないかということは、もう一度これからですね、調査をさせていただきたいと思います。何かいけないところがあるのであればですね、しっかりと会派もですね、一緒になって考えていきたいというふうに考えておりますので、また団長にもその旨申し上げたいと思います。

(質問) 別にこれ以上突っ込む気はないですけど、個人情報を出してる公開質問状の中身なんかどうでもいいです。いいですし、公開質問状のことが問題じゃなくて、再度言いますが、要は個人の住所っていう個人情報を、勝手に本人の同意なく出してる、しかも公人である県議がですよ。そのことが問題なんで、それは協議して決めるとかいう話じゃなくて、あなたの県会議員の1人としてそれをどう思うかという見識を問うてるわけです。

(副議長) 私ですか。住所、私の場合だったらそういうことはSNSもしておりませんので、実際に載せることはありませんし、あくまでも私の方に公開質問状が来た場合ですと、それに対してどういうふうな反応をするのかということでございますので、彼が今、公人でありながら、住所と名前と出されたということに関して、どのような、我々が考え方を承知していかなきゃいけないのか、正副のほうで、例えば議員として、私が例えば、小林貴虎議員に、どうすべきかということをお問われているのかどうか、実際に会派の小林貴虎議員に対

して、私たちが、例えばSNS上で、この今の封筒の裏のコピーを、写真をこれだけ外しなさいというふうに申し入れることは、今からやらなきゃいけないかなというふうに思います。今SNS上でどのような状況でなされておるのか、私はちょっと確認しておりませんので、申し訳ございません。

(議長) 今、記者がおっしゃっていただいたような部分につきましては、今この段階で明確な返答は控えさせていただきますけれども、もちろん意識をさせていただいて、今後、議会もですし、我々正副議長、事務局もそうですし、どう対応すべきか、またどう対応ができるのかということも含めて、今後対応を考えていきたいと思っておりますので、今日のところはそういうところまでにさせていただきたいと思います。

(質問) 30日に稲森さんが事務局に来て、事務局が小林さんに削除を要請したんですか。

(議長) 確かな言葉ですので、発信の仕方が間違っって。

(質問) 事務局に聞きます。事務局は小林さんにどんなアクションをしたんですか。

(議長) 事務局からでよろしいですか。

(質問) 事務局。

(事務局長) 年度末のことですので、前任者から聞いている部分でございますけれども、事務局に稲森議員から連絡があったということをお林議員にお伝えをさせていただいたというふうに聞いてございます。

(質問) 稲森さんから連絡があったことを小林さんに伝えたんですか。

(事務局長) そうです。

(質問) 伝えただけで、なんの要請とか意向も伝えてないんですね。

(事務局長) そういう抗議をいただいているということをお伝えしましたら、小林貴虎議員からは、その意見は直接ご自身に言ってもらうように伝えてくださいというふうなご返答だったと聞いてございます。

(質問) 小林さんの返答は、稲森さんから小林さんに直接言ってくれという返答があったと。

(事務局長) そうです。

(質問) 議長、そういうことですね。事務局の対応というのは。

(議長) はい。

(質問) 要請したとか、そんなことじゃないですね。

(議長) そうですね。消してくださいということを要請したわけではないですね。ごめんなさい。ちょっと私の言い方が冒頭間違えとつたらごめんなさい。

(質問) 改めて事務局はこのことをどう思われていますか。前任者から報告を受けたと。改めて新年度の事務局はどう思っていますか。

(事務局長) まずは小林貴虎議員とのおふた方でいろいろやりとりがあった経緯というものがございますので、例えば稲森議員を通じて要請があったことについては、小林貴虎議員にお伝えをいたしますし、そのような、今現在では対応をさせていただいてございます。

(質問) わかりました。

(質問) 事務局長も前職は監査委員事務局長だからお分かりだと思えますけど、少なくとも県の個人情報保護条例という条例がすでに制定されているわけですよ。これ別に取り消されてもいないわけだから、今でも有効だし、少なくとも県職員ならばこれは条例違反じゃないかくらいの疑いを持つんじゃないの？

(事務局長) そのことも含めまして、議長、副議長と相談しながら事務局としても協議をしていきたいと、検討していきたいと思っております。

(質問) これ以上言わないけど、それ協議する話じゃないから。条例違反は条例違反なんだから、もう決まっている話じゃない。それは違反かどうかということ自身も協議するというのは、本来公務員としてはおかしいじゃん。

(事務局長) 先ほど議長おっしゃられましたけれども、今後も引き続き事実を少し確認をされたいという議長、副議長のご意向もございますので、そこを踏まえて事務局もしっかり対応していきたいと思えます。

(質問) どうも。

(質問) 先ほどの副議長のご発言の中で、会派でSNS上の投稿を外しなさいと言わなければならないと思っているというご発言ありましたが、それはもう会派でそういうことを。

(副議長) 小林貴虎議員のことは議会事務局から確認をしまして、何日でしたかね、会派のほうにはこういったやりとりがあるよということは報告はしました。それで、そのときに稲森さんとそのお二人が会派のほうに来られたということは、私は知らなかったもんですから、会派のほうにみえたよということは後で知りまして、お話をされたようでございます。そのことの結果に関しては、私のほうに報告は来ておりません。やはり皆さんがいろいろと疑念を持たれるような法律違反であるかという問題も含めて、逆に会派のほうの責任というものではなくて、われわれ同僚議員のほうで、会派のほうでちょっと話をしなきゃいけないのかなという思いでおります。そして、どう解決するかということも含めて、皆さんにまた報告をさせていただきたいと思えます。

(質問) 今の副議長の思いとしては、その投稿を外しなさい、外したほうがいいという話をしなければならないと思っているということですね。

(副議長) これはもう当然私は個人の意見として、こういう形で住所、番地とかそういったものがやはり写真で投稿されるということは、これは私はよろしくないというふうに自分自身、個人としては考えております。するべきではないだろうというふうに思っておりますので、それをどういうふうに小林貴虎議員が受け止めていただけるのかどうかということも含めてお話をさせていただきたいと思えます。

(質問) 各社さん、他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、これで見会のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(議長) ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(以上) 11時10分 終了